

別紙—3 ICT活用工事（土工）実施要領

現 行	改 正	備 考
<p>通省告示第240号) 付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。</p> <p>但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-3③による工事の施工管理において、以下(1)(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)とし、以下1)~4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p>また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)~4)を原則とするが、現場条件等により以下5)~8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。 (ただし以下5)~8)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること)</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 9) 地上写真測量を用いた出来形管理</p> <p>【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する</p> <p>なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>(2) 品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施</p>	<p>通省告示第240号) 付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。</p> <p>但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 1-3③による工事の施工管理において、以下(1)(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)とし、以下1)~4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p>また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)~4)を原則とするが、現場条件等により以下5)~89)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。 (ただし以下5)~89)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること)</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 9) 地上写真測量を用いた出来形管理</p> <p>【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する</p> <p>なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>(2) 品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施</p>	<p>記載の修正</p>

別紙—3 ICT活用工事（土工）実施要領

現 行	改 正	備 考
<p>ある。</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。</p> <p>但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。</p> <p>また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。</p> <p>（【補足】ただし、以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 9) 地上写真測量を用いた出来形管理 <p>（【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する）</p> <p>また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>【補足：条件明示として実施した出来形管理及び3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上の有無について変更特記仕様書に記載する】</p> <p>【変更特記記載例】</p> <p>（3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上がある場合）</p> <p>本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上する。（している。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 	<p>ある。</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。</p> <p>但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。</p> <p>また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～89）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。</p> <p>（【補足】ただし、以下5）～89）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 9) 地上写真測量を用いた出来形管理 <p>（【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する）</p> <p>また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>【補足：条件明示として実施した出来形管理及び3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上の有無について変更特記仕様書に記載する】</p> <p>【変更特記記載例】</p> <p>（3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上がある場合）</p> <p>本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上する。（している。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 	<p>記載の修正</p>

別紙—8 ICT活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

現 行	改 正	備 考
<p>対象建設機械：バックホウ（ICT施工対応型） 費用：13,000 円/供用日</p> <p>（2）平均施工幅 1 m以上 2 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ（ICT施工対応型） 費用：13,000 円/供用日</p> <p>2-2-2 損料加算額（3次元MCまたは3次元MG建設機械） ICT建設機械経費損料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち損料にて計上するICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 （3）平均施工幅 1 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：5,470 円/供用日</p> <p>2-2-3 損料加算額（2次元MG建設機械） ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち損料にて計上するICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。</p> <p>（3）平均施工幅 1 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：1,820 円/供用日</p> <p>2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費（3次元MCまたは3次元MG建設機械） 賃貸業者が行う、ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>（1）平均施工幅 2 m以上の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：598,000 円/式 ※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p> <p>（2）平均施工幅 1 m以上 2 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：598,000 円/式 ※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>	<p>対象建設機械：バックホウ（ICT施工対応型） 費用：13,000 円/供用日</p> <p>（2）平均施工幅 1 m以上 2 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ（ICT施工対応型） 費用：13,000 円/供用日</p> <p>2-2-2 損料加算額（3次元MCまたは3次元MG建設機械） ICT建設機械経費損料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち損料にて計上するICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 （3）（1）平均施工幅 1 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：5,470 円/供用日</p> <p>2-2-3 損料加算額（2次元MG建設機械） ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち損料にて計上するICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 （1）（1）平均施工幅 1 m以上 2 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：1,820 円/供用日 （2）（2）平均施工幅 1 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：1,820 円/供用日</p> <p>2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費（3次元MCまたは3次元MG建設機械） 賃貸業者が行う、ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>（1）平均施工幅 2 m以上の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：598,000 円/式 ※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p> <p>（2）平均施工幅 1 m以上 2 m未満の土砂の掘削等である床掘り 対象建設機械：バックホウ 費用：598,000 円/式 ※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>	<p>記載の変更</p>

別紙—11 ICT活用工事（法面工）実施要領

現 行	改 正	備 考
<p>法面工においては該当なし</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 法面工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数可)して、出来形管理を実施するものとする。 また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 8) 地上写真測量を用いた出来形管理</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領による。 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</p> <p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-3①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。 3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。</p>	<p>法面工においては該当なし</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 法面工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 法面工等の施工管理において、以下1)～78)の技術から選択(複数可)して、出来形管理を実施するものとする。 また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 8) 地上写真測量を用いた出来形管理</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～78)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領による。 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</p> <p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p> <p>⑤ 3次元データの納品 1-3①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。 3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。</p>	<p>記載の修正</p>

別紙—20 ICT活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

現 行

表6.6 中詰材のロス率（K）

工 法	ロス率
サンドパイル	+0.41
サンドドレーン	+0.26

（注）砕石を使用する場合は、別途考慮する。

（3）諸雑費

諸雑費は、空気槽、敷鉄板の賃料、設置・撤去・移設に要する費用であり、労務費、機械損料、賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、施工機械の運転日数（D）を次式により算出し、表6.7に該当する諸雑費率を適用する。

ただし、Dは小数第1位を切り上げ、整数止めとする。

$$D = N \div Q$$

D：運転日数（日）
 N：1工事あたりの施工本数（本）
 Q：1日当り打設本数（本/日）

表6.7 諸雑費率（%）

諸 雑 費 率	3
---------	---

（4）その他

- ① 静的締固め施工機の分解・組立及び輸送については、「土木工事標準歩掛第2編1章一般事項③重建設 機械分解・組立によるものとし、分解・組立に使用するクレーンの規格は表6.8、分解・組立1台1回当り歩掛は表6.9のとおりとする。

表6.8 クレーンの規格

機械区分	規 格	分解組立用クレーン		
		機 械 名	規 格	区 分
静的締固め施工機	120t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	60t 吊	賃 料

表6.9 分解・組立1台1回当り歩掛

機械区分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
静的締固め施工機	120t 以下	41.2	6.3	211	3

- ② 改良対象層の土性や改良率により、改良後の盛上り土等の処理が必要な場合は、別途計上する。

改 正

表6.6 中詰材のロス率（K）

工 法	ロス率
サンドパイル	+0.41
サンドドレーン	+0.26

（注）砕石を使用する場合は、別途考慮する。

（3）諸雑費

諸雑費は、空気槽、敷鉄板の賃料、設置・撤去・移設に要する費用であり、労務費、機械損料、賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

諸雑費率を乗じる合計額には、ICT建設機械経費加算額は含まない。

~~なお、施工機械の運転日数（D）を次式により算出し、表6.7に該当する諸雑費率を適用する。~~

~~ただし、Dは小数第1位を切り上げ、整数止めとする。~~

~~$$D = N \div Q$$~~

~~D：運転日数（日）
 N：1工事あたりの施工本数（本）
 Q：1日当り打設本数（本/日）~~

表6.7 諸雑費率（%）

諸 雑 費 率	3
---------	---

（5）その他

- ③ 静的締固め施工機の分解・組立及び輸送については、「土木工事標準歩掛第2編1章一般事項③重建設 機械分解・組立によるものとし、分解・組立に使用するクレーンの規格は表6.8、分解・組立1台1回当り歩掛は表6.9のとおりとする。

表6.8 クレーンの規格

機械区分	規 格	分解組立用クレーン		
		機 械 名	規 格	区 分
静的締固め施工機	120t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	60t 吊	賃 料

表6.9 分解・組立1台1回当り歩掛

機械区分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
静的締固め施工機	120t 以下	41.2	6.3	211	3

- ④ 改良対象層の土性や改良率により、改良後の盛上り土等の処理が必要な場合は、別途計上する。

記載の変更